

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市原宿地域ケアプラザ

2 事業計画

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ①施設関係法令等に従い、適正に施設の運營業務を行う。
- ②基本協定書に基づき、業者委託にて日常清掃・定期清掃・施設管理業務を行い、施設の快適な環境維持管理に努める。
- ③建築物や建築設備等の破損または汚損に対する予防保全に努めるとともに、建築基準法第12条に基づく点検（建築物・建築設備）、施設管理者点検（簡易点検）を実施し、経年劣化状態を判断し区と協議の上、速やかに回復または保全措置を行う。
- ④施設を快適・安全に利用できるよう利用者に「利用の手引き」を渡し、必要な助言等を行う。
- ⑤Ⅰ種物品管理簿（横浜市所有物品）・Ⅱ種物品管理簿（指定管理者所有物品）、固定資産物品台帳、物品管理シール等により適切な管理を行い、横浜市所有物品を廃棄する際には、物品返納等処理票にて区へ報告をする。
- ⑥職員及び委託業者により施設周りの除草、剪定等を行い、良好な景観を保持する。

イ 効率的な運営への取組について

- ①地域交流、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、居宅介護支援、通所介護の各職員が「縦割り業務」にならないように職員相互が常に情報を共有し、互いの業務をよく理解した上で協働体制を作り上げ、施設全体で無駄のない効率的な運営を行う。
- ②地域の中で問題の早期発見に努め、保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図りながら、効率的な運営に努める。
- ③運営協議会（年2回）や「利用者アンケート」の実施（年1回）、ご意見箱の設置、ホームページ上での意見募集、区役所による事業実績評価等を通じて利用者及び関係者の意見を指定管理業務に反映させる。
- ④情報の共有化を図るため各部署間がパソコンで迅速に情報を伝達し、日々多量に流入してくる情報の整理を行う。
- ⑤今年度は、指定管理者第三者評価機関による第三者評価を受審し、施設運営の継続的な改善につなげる。

ウ 苦情受付体制について

- ① 苦情解決責任者（所長）、苦情受付担当者（事務所職員）、第三者委員（民生委員・主任児童委員・介護者の会代表）を置き、苦情を受けた際には苦情対応マニュアルに基づき誠意ある対応をして苦情解決に取り組む。また、公的機関においても苦情申し出ができる旨説明し、連絡先を紹介する。
- ② 第三者委員会議を11月第3金曜日に定期開催する他、必要に応じて臨時開催し助言を求める。
- ③ 年1回以上全部署でアンケート調査を行い、その結果、改善策を検討・実施し、その後の振り返りも含めて、館内掲示等で公表するとともに第三者委員に報告をする。
- ④ ホームページや館内に設置しているご意見箱等を通じて、日常的に利用者のニーズ・要望・苦情等を受け付ける。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ① 防犯・防災マニュアルを職員に周知徹底し、速やかに必要な措置をとる。
- ② 災害時対応マニュアルに基づき、年2回以上防災・避難訓練を実施する。
- ③ 市営戸塚原宿住宅・原宿地域ケアプラザ共同防火管理協議会の開催及び戸塚原宿住宅住民との共同防災訓練を年2回実施する。
- ④ 災害時は特別避難場所開設マニュアルに基づいて特別避難場所を開設する。また、年1回以上、災害時応急備蓄物資の点検（補充・廃棄）、備蓄物資使用訓練、災害時の役割分担の確認のための訓練を行う。
- ⑤ 日常の館内巡回や点検を行い、夜間不在時は機械警備により犯罪や事故防止に努める。
- ⑥ ケアプラザ所有の鍵は、管理責任者を所長とし、適切な管理に努める。
- ⑦ 災害、事故発生時には、速やかに適切な対応を図るとともに、関係者及び行政機関、警察、消防署等に対してその旨報告し指示に従う。
- ⑧ 各種マニュアルは、随時及び職員会議で内容の確認を行い、見直しを行う。

オ 事故防止への取組について

- ① 事故対応マニュアルをもとに事故防止に努める。また事故発生時には、マニュアルに基づき適切な対応を行うとともに、その日のうちに事故原因と対策を検討し再発防止に努める。
- ② 職員会議において、事故防止委員会より全職員が事故報告を受けて情報を共有し、事故防止意識を高める。
- ③ ヒヤリハット記録簿を常備し、事故につながりそうなヒヤリとした事は記録に止め、各職員は記録を確認するとともに、一日の反省会や会議の時に検証し具体的な解決策を検討する。
- ④ 道路が狭い箇所、過去に事故のあった場所等事前に要注意箇所をリストアップし、デイサービスの送迎時など車両事故防止に努める。また、自動車の安全な運転を確保するために、安全運転管理者による全職員への安全教育を行う。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ①法人の「個人情報取扱規則」に則り、個人情報及び文書等の管理を徹底する。また、関係者に以下のような書類提出を義務付け、個人情報漏洩防止に努める。「個人情報に関する誓約書(職員用)」・「職員の個人情報に関する同意書」・「個人情報に関する誓約書(ボランティア用)」等。
- ②FAXや郵送等で個人情報を扱う際は、2名で確認し、可能な限り個人を特定できる箇所は削除する等具体的なルールを設け、個人情報漏洩防止に努める。
- ③職場にて個人情報保護についての研修を行い、職員全員が常に緊張感を持って個人情報を取り扱うようにする。
- ④保有するすべてのパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のデータベースを更新し、外部からの不正アクセスに対してセキュリティ対策を施す。
- ⑤パソコンを使用する際には、パスワード入力を必要とし、盗難時の被害を最小限に止める。また、パソコンは専用の盗難防止チェーンをつなぐか、退勤時に鍵付き書庫にしまうこととし、盗難防止に努める。
- ⑥個人情報データのUSB保存は禁止とする。

キ 情報公開への取組について

- ①ホームページやツイッター、フェイスブック、施設の窓口、掲示板、広報紙「生き生き」等で情報公開を行う。広報紙は町内会・自治会に回覧をし、その他学校、医療機関、近隣のケアプラザ、区役所、区社協、地区センター、区民活動支援センター等に配布し、大正地区東西民生児童委員、老人会、地域の福祉保健活動団体等には郵送する。また、希望者にも広報紙の個別郵送をする。
- ②事業計画書(予算書含む)・事業報告書(決算書含む)を館内ロビーのラックに置いて、来館者が自由に閲覧できるようにする。
- ③介護サービス情報の公表制度に基づき、介護保険事業のサービス内容や事業所の運営状況等について指定機関を通じてインターネット上で公表する。
- ④その他法人が所有する情報について文書開示の申出を受けた際には、法人の規程・規則に則り適切に対応する。
- ⑤介護保険事業所の運営規程、重要事項説明書を館内に掲示する。

ク 人権啓発への取組について

外部研修への参加や職員会議において研修機会を設け、「横浜市人権施策基本方針」の4つの基本姿勢に基づき職員の「人権に関する意識」を高めることとする。また、「互いの価値観を認め合う」ことが人権尊重につながることを職場内において実践できるよう指導していく。

人権侵害や差別問題で困っている方には、適宜「横浜地方法務局人権擁護課」や「子供の人権110番」、「女性の人権ホットライン」、「横浜市市民相談室」等の相談機関を紹介する。

ケ 環境等への配慮及び取組について

ヨコハマ3R夢(スリム)プランに基づき、リサイクル(ごみの分別)、リユース(コピー用紙の裏面再使用等)、リデュース(書類のプリントアウト量を最小限に抑える等の発生抑制)、温暖化対策・CO2削減(節水、節電、冷房および暖房の適正温度設定、電動自転車の活用により車の使用を控える等環境に配慮した取組)を行う。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

包括支援センター三職種 6名

介護予防支援事業所担当職員 2名（内、兼務 1名）

《目標》

要支援認定者や事業対象者が介護状態になることを予防する意義を理解し、自らの意思により目標を持って身体機能や生活を維持向上させていくことが出来るように支援する。横浜市日常生活総合支援事業に伴う介護予防ケアマネジメントのアセスメントを適切に行う。また、新規開所をする深谷・俣野ケアプラザへの移行を計画的に進める。

《実費負担》

なし

《その他》

介護保険サービスや総合支援事業を利用する際に、インフォーマルサービスや地域活動、ケアプラザの事業なども幅広く活用して、自立した生活が継続できるよう助言し調整をする。

《利用者目標（単位：人）》

4月	5月	6月	7月	8月	9月
230	230	232	232	234	234
10月	11月	12月	1月	2月	3月
236	236	238	239	240	240

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

居宅介護支援事業所管理者常勤兼務 1 名
 介護支援専門員常勤 3 名（うち常勤兼務 1 名）

《目標》

利用者の皆様が住み慣れた地域において、その人らしく、自立した生活を送ることができるよう利用者の意向に寄り添ったケアプランを立案し、家族、地域の方々、介護・医療・福祉の各関係機関と連携しチームとして支え合い、適切なケアマネジメントを行う。本人、家族をとりまく環境が複雑化する中、家族への支援を重要な課題の一つと捉え、多様なケースに対応できるよう積極的に研修等に参加し、専門職として自己研鑽する。また、職員同士が互いを理解し、自身の持つネットワークを繋ぎ、わかち合うことで、良質な支援を行えるように努めていく。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 居宅介護支援については、利用者の負担はなし。居宅介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費（実費）。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した生活を営むことができることを目標とし、居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、居宅サービス計画の実施状況の把握、市町村等への連絡・調整、介護保険施設の紹介等を行う。
 ケアプラン担当件数は上限 100 件（要介護 1 以上）を目標とする。

《利用者目標》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
95	95	96	97	99	99
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
100	100	100	100	100	100

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 送迎・健康チェック・入浴・昼食（昼食作り、おやつ作り）
- 趣味活動・娯楽・昼食（昼食作り、おやつ作り）・体操
選択レクリエーション・外出機能訓練

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要介護1） 704 円
 - （要介護2） 831 円
 - （要介護3） 963 円
 - （要介護4） 1,095 円
 - （要介護5） 1,227 円
- 食費負担 700 円
- 入浴加算 54円/回
- サービス提供体制強化加算
 - （I）イ 20円/回：介護職員総数のうち、介護福祉士割合が50%以上
 - （I）ロ 13円/回：介護職員総数のうち、介護福祉士割合が40%以上
- 同一建物居住者の送迎についての減算 △101円/日
- 送迎減算（片道） △51円
- 中重度者ケア体制加算 49円/回
- 認知症加算 65円/回
- 介護職員処遇改善加算（II）
1ヶ月の総単位数に4.3%を乗じた単位数（利用者毎に異なる）

《事業実施日数》 週 7 日（12/29～1/3を除く）

《提供時間》 9：25～16：25 （半角で入力 例9：00～15：00）

《職員体制》

通所介護事業・予防通所介護事業・総合事業※職員は兼務

管理者	1名	（常勤兼務）
生活相談員	5名	（常勤兼務1名 常勤介護職兼務4名）
看護職員	5名	（非常勤兼務・機能訓練指導員兼務）
介護職員	16名	（常勤兼務11名 うち生活相談員兼務4名 非常勤兼務5名）
調理職員	5名	（常勤1名・非常勤4）
運転手	3名	（非常勤）

《目標》

住み慣れた地域、自宅での生活を継続しながら、その中でより自立し、喜びをもって日常を過ごせるようなサービスプログラムを取り入れ、心身機能の活性化を図る。また、地域の核となるケアプラザのデイサービスとして、学校、活動団体等との交流や関係機関との連携を継続して強化し、地域貢献、地域福祉のより良い担い手（事業所）となれるように努める。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

選択レクリエーションの充実を図り、自主性をもって活動的に過ごして頂く。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
796	850	851	890	890	867
10月	11月	12月	1月	2月	3月
907	879	810	782	770	846

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 送迎・健康チェック・入浴・昼食（昼食作り、おやつ作り）
- 趣味活動・娯楽・体操・選択レクリエーション・外出機能訓練

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（事業対象者）		円
（要支援1）	1,766	円
（要支援2）	3,621	円
●食費負担	700	円

●サービス提供体制強化加算（I）イ

介護職員総数のうち、介護福祉士割合が50%以上

要支援1：78円/月 要支援2（週1回程度利用）：78円/月

要支援2（週2回程度利用）：155円/月

※総合事業のみ適用

サービス提供体制強化加算（I）ロ

介護職員総数のうち、介護福祉士割合が40%以上

要支援1：52円/月 要支援2（週1回程度利用）：52円/月

要支援2（週2回程度利用）：103円/月

※総合事業のみ適用

●同一建物居住者の送迎についての減算

要支援1：△403円/月 要支援2（週1回程度利用）：△403円/月

※総合事業のみ適用

要支援2（週2回程度利用）：△807円/月

※総合事業のみ適用

●介護職員処遇改善加算（II）

1ヶ月の総単位数に4.3%を乗じた単位数（利用者毎に異なる）

《事業実施日数》 週 7 日（12/29～1/3を除く）

《提供時間》 10：30～15：00（半角で入力 例9：00～15：：00）

《職員体制》

通所介護事業・予防通所介護事業・総合事業※職員は兼務

管理者 1名（常勤兼務）

生活相談員 5名（常勤兼務1名 常勤介護職兼務4名）

看護職員 5名（非常勤兼務・機能訓練指導員兼務）

介護職員 16名（常勤兼務11名 うち生活相談員兼務4名 非常勤兼務5名）

調理職員 5名（常勤1名・非常勤4）

運転手 3名（非常勤）

《目標》

在宅での自立した生活をより充実したものにしていける為に、選択レクリエーション、生活機能維持に向けた取り組み（調理等）を積極的に行うことで、心身機能の維持・向上に努める。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

生活機能維持に向けたプログラム（調理等）を継続して行い、各自で目標を設定することで、より活動的・自主的に過ごして頂く。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
17(16)	17(16)	18(17)	18(17)	18(17)	18(17)
10月	11月	12月	1月	2月	3月
18(17)	18(17)	18(17)	18(17)	18(17)	18(17)

戸塚区版《29年度 事業計画書》原宿地域ケアプラザ

地域の現状と課題

原宿地域ケアプラザエリアの相談件数は微増傾向にある。また成年後見制度に関する相談が年々増加している。直近3年間に開催した地域ケア会議(計12回)で整理・議論された課題は「独居高齢者へ支援の遅れによる問題の深刻化」と「認知症等(疑いも含む)の症状の高齢者(世帯)による金銭トラブルや近隣住民とのトラブル」であった。そのため認知症等の高齢者の見守りや生活支援の体制づくりを地域住民と連携して構築することが重要であるが、担い手でもある地域の住民の高齢化や共稼ぎ世帯の増加、その他様々な社会的要因により、なかなか進みにくいことが課題と言える。

※認知症等の「等」とは、診断は無いが類似の精神症状がある場合を含む。

今年度の重点目標

[地域包括支援センター]

- ①介護予防・日常生活支援総合事業制度への周知と移行が滞ることないように努める。地域の方が自ら進んで取り組める介護、疾病予防の情報を発信するとともに、地域の介護予防活動の場を継続的に支援していく。
- ②独居高齢者、認知症高齢者に対する地域住民の理解が深まり、そのことによりこれらの高齢者が安心して生活できるような地域づくり、そのための支援方法を模索していく。
そのため相談者だけでなく、一般地域住民に対する周知活動(成年後見制度、虐待予防、消費者被害予防、介護者の会等)も行っていく。
- ③原宿地域包括ケアシステム構築のため、大正地区(原宿地域ケアプラザ担当エリア)の地域福祉計画も鑑みて、地域ケア会議の開催や医療機関とケアマネジャーとの連携に向けた支援を行う。

[生活支援体制整備]

- ①生活支援体制整備事業や生活支援コーディネーターの役割の周知と地域特性(地域活動や地域資源等)の把握を継続して行い、高齢者一人ひとりがいきいきと暮らせる支え合いのまちづくりを目指し、地域住民、自治会町内会、NPOやボランティア、企業や商店、様々な施設等が連携を図り、つながりのある支援をしていけるように努める。
- ②介護予防や生活支援等様々な角度から、地域で活動、活躍できる方々を増やすきっかけ作りを行い、具体的な活動に結び付けていけるよう支援していく。また、ネットワークを広げ、活動主体の方々との繋がりを大切に、地域活動の更なる充実や担い手の育成、協議体の開催等も行い地域課題の解決に努める。

[地域交流]

- ①介護予防、認知症予防の普及啓発を地域のサロン、各種福祉団体、企業等と連携して実施し、住民の皆様の参画を推進する。
- ②ダブルケアについて地域住民、高齢者福祉に関わる専門職を対象に普及啓発を行う。
- ③様々な主体と連携して障がい児者支援、子育て支援、地域支援を推進し、制度の狭間にある人の支援、誰もが排除されない地域社会を作るよう努める。

全事業共通

総合相談(高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供)

- ①地域交流が受けた障害・子どもに関する相談は【地域交流ケース】として社内のグループウェアソフトを活用し相談対応職員が情報共有を図る。把握したケースは必要に応じ、区役所、区社協、地域福祉団体・地域活動ホームなども適宜情報共有を図る。
- ②個別の支援だけでなく、家族も含めた包括的な支援をしていく為、公正・中立な立場で他機関との連絡調整を行っていく。

各事業の連携

日常業務では【包括ケース】【地域交流ケース】等の個別ケースについて社内メール等を活用して情報共有を行う。そのほか5職種会議を原則毎月開催し、各職種で地域活動報告や些細な地域情報などについても情報共有を図る。また自主事業の企画内容についても連携をしながら、より良い事業を提供できるようにする。会議の場を活用して、ケアレスミスやヒューマンエラーが発生しないようお互いに声を掛け合っていく。

戸塚区版《29年度 事業計画書》原宿地域ケアプラザ

職員体制・育成、公正・中立性の確保

●職員体制

人員配置基準に従い、所長1名の他、経験豊富な業務経験者を下記の通り適正に配置する。

[地域交流事業]

コーディネーター常勤専従1名、サブコーディネーター非常勤専従5名

[地域包括支援センター] ※5月までは3職種各2名体制、6月以降は下記の通りの配置とする

保健師等常勤兼務1名(介護予防支援事業所担当職員兼務)、社会福祉士常勤兼務2名(介護予防支援事業所管理・担当職員兼務1名、担当職員兼務1名)、主任介護支援専門員常勤兼務1名(介護予防支援事業所担当職員兼務)、加配職員1名(主任介護支援専門員か保健師等職員のうちいずれか1名)、事務員非常勤兼務1名(地域交流事務員兼務)、介護予防支援事業所担当職員(常勤兼務1名、非常勤専従1名)

加配がある場合は、戸塚区の指示に基づき職員体制を整備する。

[生活支援体制整備事業]

生活支援コーディネーター常勤専従1名

[居宅介護支援事業]

介護支援専門員常勤兼務3名(副所長兼務1名、介護予防支援事業所担当職員兼務1名、常勤専従1名)

[通所介護、予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(横浜市通所介護相当サービス)]

※職員は全員、通所介護・予防通所介護・横浜市通所介護相当サービス兼務

生活相談員常勤兼務5名(内4名は介護職兼務)、介護職員常勤兼務11名(内4名は相談員兼務)・非常勤兼務5名、看護職員非常勤兼務5名(機能訓練指導員兼務)、調理職員常勤兼務1名・非常勤兼務4名、運転手非常勤3名

●職員の育成

①未経験新規採用者も含め、職員の専門性を高めるべく資格取得のための講座や研修等の情報を提供し、スクーリング等への参加が可能となるよう各部署で可能な限り勤務調整をし、資格取得を支援する。

②新職員に対して入職時個別にオリエンテーションを実施すると共に、新職員合同研修を年2回(4月・10月)実施する。

③新人オリエンテーションや職員会議、聖母の園との合同研修、法人研修等で法人の基本理念や基本方針等について全職員に周知し、業務の基本の心得を身につけてもらう。

④社会人としての基本的マナーを身につけ、挨拶や言葉遣い、名札の着用や適切な服装、電話等で氏名を名乗る等適切な対応を心がける。

⑤法人研修及び聖母の園との合同研修や職場内研修(人権・個人情報保護・感染症・認知症他)を実施する。また、外部研修は業務扱いとし常勤・非常勤に関わらず、職員の能力・経験等に合わせた研修への参加を促して各職員がスキルアップを図り、毎月の職員会議等において参加者が研修報告を行い、欠席者には報告書等で内容を周知する。

●公正・中立性の確保

①利用者から担当するケアマネジャーの紹介依頼があった場合、原則まずは居宅介護支援事業所のリストを提示し、そのリスト中の事業所から任意に選択できることを説明することを基本対応として取り組んでいる。

②上記対応の例外的対応として、自身で探すことができない場合は包括から事業所の空き状況を勘案しながら、できるだけ希望に沿う形で調整している(偏りが生じないように記録を保管)。

地域福祉保健のネットワークの構築

①ネットワーク構築や制度の周知、地域特性とその課題について共通認識ができるよう地域ケア会議を重ねてきたが、今年度は、課題の解決にむけて具体的に取り組み、社会資源の開発や支援を行う。またこれまでどおり地域住民対象の出張講座実施や地域密着型サービス事業所の運営推進会議への参加、地域福祉計画推進委員会(ハートプラン)の参加、地域活動団体や老人会と日常的な連携を通じて地域のネットワーク構築を行っていく。

②地域の居場所(サロン)やボランティア団体(インフォーマルサービス)、企業・大学・NPO法人等とケアマネジャーとの情報交換会を開催し、社会資源の支援と顔の見える関係づくりを推進していく。

③地域活動への参加や地域活動団体へのヒアリング、協議体等を通して様々な主体との連携を行い、地域福祉の現状・課題を把握し、情報提供と共有を行っていく。

区行政との協働

①区からの委託事業である、精神障害者活動支援事業を実施し、障害当事者やご家族の活動と交流の場を提供すると共に、地域に向けての障害の理解や普及啓発を行う。

②第3期とつかハートプランの推進、ダブルケア支援体制の構築に向けて区役所・区社協・地域福祉保健団体、企業、大学等と連携し地域福祉の推進を図る。

戸塚区版《29年度 事業計画書》原宿地域ケアプラザ

地域活動交流事業	
自主企画事業	<p>①高齢者支援は、認知症の当事者やご家族や地域を支える為の「認知症サポーター講座」を年1回開催し、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりのワークショップ「オレンジサポーターワークショップ」を地域のコミュニティカフェ等でも開催する。在宅で暮らす高齢者の孤立予防を目的とした傾聴ボランティアの個人宅訪問派遣と傾聴ボランティア育成講座を年1回行い、自主グループへの参加を促す。</p> <p>②こころの病のある人や家族を対象にした「あったまり場」、障害の理解啓発を目的にした「障害学習会」や講演会を実施し、専門の機関等と連携し障がいのある子ども達の居場所や理解者・支援者を増やす取り組みにつなげる。</p> <p>③子育て支援は、子どもの発達段階に応じた課題解決や地域課題の検討等を目的に「子育て交流会」を実施する。また、寄り添い型学習支援事業の会場の提供を通して、学習の支援だけでなく、事業の継続を支援するため地域のボランティアの募集や周知を行う。</p>
福祉保健活動団体等が活動する場の提供	ケアプラザの3ヶ月分の貸し館の予約状況や、貸し館の方法などを館内に掲示する他、予約状況をフェイスブックに掲載する。
ボランティアの育成及びコーディネート	<p>①傾聴ボランティアのニーズが高まっている中、継続して傾聴ボランティアの派遣と後方支援、講座の実施を行い孤立の予防を図る。傾聴ボランティアの活動の場を施設、個人宅のほか地域の既存のコミュニティカフェ、家族介護者の会などに広げていく。</p> <p>②学齢期の障がい児の余暇活動支援のため、ガイドボランティア養成講座を実施し活動の支援や障害の啓発普及を継続する。</p> <p>③よこはまシニアボランティアポイント登録研修会の実施を通してボランティア育成やコーディネートをするだけでなく、登録の高齢者施設同士の連携を図り地域課題の共有やボランティア活動の普及推進を行う。</p>
福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供	<p>①地域の社会資源情報の収集と周知は、生活支援コーディネーターとも連携しながら行う。また第2期とつかハートプランで取り組んだ「大正地区地域福祉マップ」の情報更新を地域の皆さんとともに取り組み、地域課題の共有と提供のため活用を図る。</p> <p>②広報紙は年6回発行し、ホームページ、フェイスブック、ローカルグッドヨコハマに掲載する。ケアプラザの自主事業の周知と報告、また地域の行事についての周知報告もフェイスブックを通して行い幅広く地域住民に向けて発信する。</p> <p>③「障がいを正しく理解する学習会」、精神障害者活動支援事業「あったまり場」、とつとの芽・区役所と事務局を担う「地域子育て連絡会」などを通じて地域の福祉課題についての周知啓発を行いそれぞれの活動を連携させ、課題の共有を行う。</p>
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター・協議体の設置等を通じた生活支援・介護予防の充実)	
事業実施体制	<p>①区役所・区社協・ケアプラザでもつ情報や地域資源リスト等を整理・分析して地域情報シートを作成し、圏域レベルの目標や取組事項の(仮)設定を行い、7職種で連携・補完、キーパーソンとなる方々と地域活動や協議体等で意見交換をしながら更新し、ケアプラザ全体で事業に取組める体制を整える。</p> <p>②区役所・区社協・他のケアプラザ等と生活支援体制整備事業についてのノウハウ等を共有し、業務に活かしていく。</p>
地域アセスメント(ニーズ・資源の把握・分析)	<p>①区役所・区社協・ケアプラザ全体で連携し、地域包括支援センターへの相談や活動団体・自治会町内会・企業等へのヒアリング等を通して個別・地域ニーズ、地域資源の把握と分析を行い、資源情報のリストを継続して作成・更新・共有・提供に取組んでいく。</p> <p>②「大正地区地域福祉マップ」の情報更新を地域交流コーディネーターとも連携しながら、地域の皆さんとともに取り組み、地域課題の共有と提供のために活用する。</p>

戸塚区版《29年度 事業計画書》原宿地域ケアプラザ

連携・協議の場

地域の連携・協議する場を把握しながら、自治会町内会・民生委員・施設・区役所・区社協等と連携し、事業の周知や地域課題の共有・意見交換、サービスの継続等の働きかけを行い、より良い地域づくりに努める。

より広域の地域課題の解決に向けた取組

区役所・区社協・他のケアプラザでもつ情報や取組事例等を参考にしながら、近隣ケアプラザ等と協力してより広域の地域課題の整理と分析を行っていく。

地域包括支援センター運営事業

総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築

- ①特に利域でのインフォーマルサービス(移送サービス・ゴミ出し等の有償ボランティアなど)については、随時活動状況や受け入れ状況を確認し、相談者への確に情報提供を行う。
- ②担当エリア内の自治会や老人会の会合等へ出向き、包括支援センターの役割の周知や高齢者にとって有益な情報提供、出張講座を行う。

実態把握

日々の相談業務において日計表が作成されているが、代表的な項目について統計を取ることでエリア内の傾向を把握し、自主事業の企画に反映させていく。

総合相談支援

- ①相談対応の記録は社内サーバーで管理し、すべての窓口相談職員が対応経過を閲覧可能な環境づくりを行っている。これにより今後も職員がシフト勤務であることの弊害を最小限に抑えるとともに、相談者に対する的確な対応を維持していく。
- ②今後も相談内容が多岐にわたることが予想されるため、包括支援センターで対応できない内容のケースについては、区役所など関係する機関に滞りなくつなげるように努める。

権利擁護業務

成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ①判断力の低下が認められ、本人の権利が侵害される恐れのあるケースについては、法定成年後見制度の活用に向け関係機関と協力して本人、親族へ働きかけを行い、家裁への申し立て支援を行っていく。
- ②消費者被害の把握については、地域住民や関係機関からの情報をもとに事実確認を行い、横浜市消費生活総合センターと連携して対応していく。また被害の防止についても、地域住民に働きかけを行っていく。

高齢者虐待への対応

- ①虐待の把握については、広く地域住民や関係機関へ情報の提供を呼びかけていく。
- ②情報提供を受けた場合は、区役所と出来る限り迅速に事実確認を行い、確認後は本人の安全確保だけに留まらず、介護者の支援についても検討を行っていく。

戸塚区版《29年度 事業計画書》原宿地域ケアプラザ

認知症
<p>①認知症高齢者に対する地域住民の偏見の実態を把握し、誤解が生じているケースについてはその誤解が解消できるよう働きかけを行っていく。</p> <p>②認知症高齢者の介護を行う家族に対しては、相談内容をよく傾聴し必要に応じて「介護者の会」の情報提供を行うことで、介護負担の軽減を図っていく。</p>
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
地域住民、関係機関等との連携推進支援
<p>①すでに構築されている顔の見える関係を活かし、民生児童委員や自治会町内会からの相談や講演研修依頼等に丁寧に対応する。また地域課題の解決に向けた支援を進める。</p> <p>②地域住民向け研修を継続的に実施する。研修カリキュラムには地域ケア会議開催を通じて把握した分析結果を活用して、地域特性の説明や高齢化予測、また介護保険制度の概要、施設情報、ケアマネジャー業務の内容・役割や目的などを伝えることで、意識啓発とケアマネジャーの業務支援となるような研修を構成していく。</p> <p>③地域ケア会議開催を通じて、ケアマネジャーと民生委員等の連携を進めていく。</p>
医療・介護の連携推進支援
地域ケア会議開催を通じて、医療依存度の高いケース事例の検討や医師などの医療機関とのネットワークの強化をしていく。
ケアマネジャー支援
ケアマネジャー事業所の訪問や連絡相談を通じて、顔の見える関係の構築や最新の制度やサービスの情報収集と共有を行う。また担当されている支援困難ケースの把握やカンファレンスの開催などを行い、後方支援・助言を実施していく。
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議
<p>①これまでの地域ケア会議を通じて得た課題の解決に向けた地域ケア会議を開催する。またこれまでの地域ケア会議で構築できた専門多職種を交えた検討、個別支援の充実、参加者のスキルアップ、関係職種の連携強化をしていく。</p> <p>②介護リハビリ研究会の開催支援を通じて、大正地区で活動しているケアマネジャー、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、訪問介護などの多職種協働による課題解決の支援や研修会開催に向けての調整をしていく。(後方支援)</p>
介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)
<p>①要支援者や事業対象者が介護状態になることを予防する意義を理解し、自らの意思により目標を持って身体機能や生活を維持向上させていくことが出来るように支援する。</p> <p>②横浜市日常生活総合支援事業に伴う介護予防ケアマネジメントのアセスメントを適切に行う。</p>
一般介護予防事業
<p>①高齢者が住み慣れた地域の中で、その人らしい生活ができるよう高齢者個人のみへの支援に留まらず、地域づくりも視野に入れながら介護予防普及啓発と地域活動支援を行う。</p> <p>②介護予防活動ボランティアの確保が難しい状況にあるため、育成に力を入れていく。</p>

平成29年度 「横浜市原宿地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書（一般会計）

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	14,175,199	0	14,175,199		14,175,199	横浜市より（施設使用料相当額を除く）
利用料金収入	5,070,801		5,070,801		5,070,801	介護保険収入等充当分
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	50,000		50,000		50,000	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代						
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他（施設使用料相当額）	3,990,000		3,990,000		3,990,000	第3期の指定管理施設のみ
その他（法人負担分）	3,990,000	0	3,990,000	0	3,990,000	第3期の指定管理施設のみ
収入合計	19,296,000	0	19,296,000	0	19,296,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	11,520,000	0	11,520,000	0	11,520,000	
本俸	7,387,000		7,387,000	0	7,387,000	
社会保険料	961,000		961,000	0	961,000	
手当計	2,837,000		2,837,000	0	2,837,000	
健康診断費	63,000		63,000	0	63,000	
勤労者福祉共済掛金	151,000		151,000	0	151,000	ハマふれんど等
退職給付引当金繰入額	121,000		121,000	0	121,000	
その他			0	0	0	
事務費	2,037,000	0	2,037,000	0	2,037,000	
旅費	50,000		50,000	0	50,000	
消耗品費	509,000		509,000	0	509,000	
会議ठी費			0	0	0	
印刷製本費	297,000		297,000	0	297,000	
通信費	568,000		568,000	0	568,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
備品購入費			0	0	0	
図書購入費			0	0	0	
施設賠償責任保険			0	0	0	
職員等研修費	13,000		13,000	0	13,000	
振込手数料	2,000		2,000	0	2,000	
リース料	29,000		29,000	0	29,000	マット
手数料	145,000		145,000	0	145,000	塵芥処理、OA銀行、税理士顧問料
地域協力費	6,000		6,000	0	6,000	
その他	418,000		418,000	0	418,000	諸会費、監査報酬、OA保守料
事業費	244,000	0	244,000	0	244,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	指定額
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	202,000		202,000	0	202,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	5,495,000	0	5,495,000	0	5,495,000	
建築物・建築設備点検			0	0	0	指定額
光熱水費	3,287,000	0	3,287,000	0	3,287,000	
電気料金	902,000		902,000		902,000	
ガス料金	935,000		935,000		935,000	
水道料金	1,450,000		1,450,000		1,450,000	
清掃費	929,000		929,000	0	929,000	
修繕費	213,000	0	213,000	0	213,000	
機械警備費	119,000		119,000	0	119,000	
設備保全費	890,000	0	890,000	0	890,000	
空調衛生設備保守	160,000		160,000	0	160,000	
消防設備保守	80,000		80,000	0	80,000	
電気設備保守	100,000		100,000	0	100,000	
害虫駆除清掃保守	25,000		25,000	0	25,000	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費	525,000		525,000	0	525,000	自動ドア・ボイラー・空調等点検、施設総合巡視点検
共益費			0	0	0	
その他	57,000		57,000	0	57,000	パンフレット、ホームページ管理・更新、受水槽管理
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税			0	0	0	
印紙税			0		0	
その他（ ）			0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	19,296,000	0	19,296,000	0	19,296,000	
差引	0	0	0	0	0	

平成29年度 「原宿地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書 (特別会計)

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料 (包括)	39,706,212		39,706,212		39,706,212	横浜市より
指定管理料 (介護予防)	114,000		114,000		114,000	横浜市より
指定管理料 (生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入	11,110,788		11,110,788		11,110,788	介護保険収入等充当分
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 収入			0		0	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代			0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他 ()			0		0	
その他 ()			0		0	
収入合計	56,720,000	0	56,720,000	0	56,720,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	52,308,000	0	52,308,000	0	52,308,000	
本俸	22,993,000		22,993,000		22,993,000	
社会保険料	5,529,000		5,529,000		5,529,000	
手当計	13,517,000		13,517,000		13,517,000	賞与を含む
健康診断費	100,000		100,000		100,000	
勤労者福祉共済掛金	721,000		721,000		721,000	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額	554,000		554,000		554,000	
その他	8,894,000		8,894,000		8,894,000	介護予防プラン他施設業務委託費
事務費	2,054,000	0	2,054,000	0	2,054,000	
旅費	86,000		86,000		86,000	
消耗品費	382,000		382,000		382,000	
会議滞在費			0		0	
印刷製本費	325,000		325,000		325,000	
通信費	488,000		488,000		488,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分			0		0	
その他			0		0	
備品購入費			0		0	
図書購入費			0		0	
施設賠償責任保険			0		0	
職員等研修費	49,000		49,000		49,000	
振込手数料	3,000		3,000		3,000	
リース料	29,000		29,000		29,000	マット
手数料	145,000		145,000		145,000	塵芥処理、OA銀行、税理士顧問料
地域協力費	7,000		7,000		7,000	
その他	540,000		540,000		540,000	自動車任意保険、車検・点検、諸会費、監査報酬、OA保守料
事業費	815,000	0	815,000	0	815,000	
協力医	630,000		630,000		630,000	指定額
介護予防事業	140,000		140,000		140,000	
生活支援体制整備事業費	25,000		25,000		25,000	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 費	20,000		20,000		20,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	1,533,000	0	1,533,000	0	1,533,000	
建築物・建築設備点検	0		0		0	指定額
光熱水費	896,000	0	896,000	0	896,000	
電気料金	253,000		253,000		253,000	
ガス料金	253,000		253,000		253,000	
水道料金	390,000		390,000		390,000	
清掃費	247,000		247,000	0	247,000	
修繕費	91,000		91,000	0	91,000	
機械警備費	32,000		32,000	0	32,000	
設備保全費	237,000	0	237,000	0	237,000	
空調衛生設備保守	42,000		42,000	0	42,000	
消防設備保守	20,000		20,000	0	20,000	
電気設備保守	26,000		26,000	0	26,000	
害虫駆除清掃保守	6,000		6,000	0	6,000	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費	143,000		143,000	0	143,000	
共益費			0	0	0	
その他	30,000		30,000	0	30,000	パンフレット、ホームページ管理・更新、受水槽管理
公租公課	10,000	0	10,000	0	10,000	
事業所税			0		0	
消費税			0		0	
印紙税	2,000		2,000		2,000	
その他 (自動車税・重量税)	8,000		8,000		8,000	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	56,720,000	0	56,720,000	0	56,720,000	
差引	0	0	0	0	0	

平成29年度 自主事業収支計画書

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
よこはまシニア ボランティア登録研修会	地域住民	10,000	10,000				10,000
	20名程度						
	0						
協議体	地域活動団体他	20,000	20,000				20,000
	30名程度						
	0						
生活支援交流会 (地域住民対象出張講座事業)	地域活動団体他	40,000	40,000		20,000		20,000
	30名程度						
	0						
高齢者サロンの継続支援	地域活動団体他	30,000	30,000		20,000		10,000
	5～30名程度						
	0						
傾聴ボランティア養成講座	地域住民	44,000	89,000	40,000	80,000		5,000
	20名程度						
	2,000円						
大正プロジェクト	障害児・地域住民	5,000		5,000	5,000		5,000
	20名程度						
	100円						
障害学習会	地域住民	15,000			10,000		5,000
	20名程度						
	0						
認知症サポーター養成講座	地域住民	1,000					1,000
	20名程度						
	0						
子育て連絡会	地域住民	5,000					5,000
	20名程度						
	0						
オレンジサポーターワークショップ	地域住民	20,000			20,000		
	20名程度						
	0						
原宿チャリティイベント	地域住民	50,000					50,000
	300名程度						
	0						
		240,000					

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
子育て連絡会	地域の子育て支援に関わる団体、拠点だけでなく、高齢者支援団体、施設等と連携し、ダブルケアの課題の周知と担い手作りを目的に意見交換と活動交流（イベントの合同開催）、研修などを通してダブルケア支援者の担い手作りを行う。	3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
あったまり場	心の病のある方、家族の身近な居場所、相談場所の提供と、地域住民との交流を通じた障がいの理解と啓発を目的におしゃべり、工作、調理などを行う。また適宜障がいの理解啓発を目的とした講演会を実施。	4月から3月の第4月曜日 12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
障がい学習会	障がいのある子どもを持つ保護者、地域住民との情報交換を通じた障がいの理解と啓発を目的に隔月開催。年齢にとらわれない障がいのある子どもの地域の居場所作りを目指す。	4月から3月の隔月第4木曜日。年6回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
認知症サポーター養成講座	認知症の方や家族を地域で見守り認知症予防の為、講座を通じた認知症の理解を目的に開催。家族の介護が必要になる前の稼働世代の方を対象にシリーズで開催し、認知症の早期発見や地域での見守りを目指す。	年2回程度

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
傾聴ボランティア養成講座	外出が困難になった高齢者や、高齢者を介護する家族の地域からの孤立の予防と認知症予防の為に定期的に高齢者個人宅や施設に傾聴ボランティアを派遣する為に開催。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
原宿チャリティイベント	東北の産業復興支援と、地域住民の日常からのつながり作りを目的として開催。東北の物販、ケアプラザ利用団体の活動発表、近隣障がい者施設の商品販売等。ケアプラザ利用団体等と「チャリティイベント準備委員会」を立ち上げ、活動団体同士の交流や、事業の継続を図る。	3月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
オレンジサポーターワークショップ	認知症の方が安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者施設、学校、企業など様々な主体の連携や認知症についての理解普及を行う 認知症サポーター養成講座、旅のことばワークショップなどをケアプラザのみでなく、地域のコミュニティカフェ等で実施	4月より隔月

平成29年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
元気づくりステーション 「こすずめ健康ライフ」	自主活動を行っている介護予防活動グループが活動を継続していくための支援を行う	毎月2回 (4月から3月) 第2、第4月曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
「さざんかの会」	自主活動を行っている介護予防活動グループが活動を継続していくための支援を行う	毎月2回 (4月から3月) 第2、第4火曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
楽しく（脳と身体を）トレーニングしよう会	体操や介護予防講座なのを開催し介護予防に役立つ情報を提供し実践する機会をつくる。保健活動推進員と共催することで地域への普及啓発をはかる。	毎月1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ミニ健康講座	疾病予防や健康維持、増進に役立てることを目的とし協力医による講座を開催する。	毎月1回

平成29年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
介護予防講座 GOGO健康講座	ロコモティブシンドローム予防、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防それぞれについて地域の会館で講座を開催する。	年7回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
高齢者体操教室 継続支援	自主化した高齢者体操教室に参加されている方々と地域指導者を対象に上級指導者による指導や介護予防についての講習を取り入れ継続支援を行う	4グループ 年間合計12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
認知症予防講座	音楽療法を取り入れた認知症予防講座を専門の講師に依頼し開催する。	年1回

平成29年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
地域ケア会議	平成29年度から過去三年間の地域ケア会議で整理された下記の課題について、振り返りながら解決に向けた議論を行う。 そのためエリア内のケアマネジャー、民生児童委員、町内会自治会、ボランティア団体などの地域団体等とも連携を強化して地域包括ケアシステムの構築を推進していく。 ・独居高齢者へ支援の遅れによる問題の深刻化 ・認知症等（疑いも含む）の症状の高齢者（世帯）	7月 11月 2月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
介護リハビリ研究会活動支援事業	毎月（8月と2月を除く）の定例会開催の支援を通じて、福祉・医療・保健の専門職が互いの現場業務の課題や業種・業態の違いを理解・共有をして、医療と介護や地域住民団体との連携推進を行い、地域包括ケアシステムの構築をする。	毎月第2土曜日 10回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ケアマネジャー事業所訪問事業	原宿地域ケアプラザエリアに事業所があるケアマネジャー訪問を行い、支援困難ケースの把握とケアマネジャー業務の支援を行う。また訪問時はインフォーマル・フォーマルサービス情報やスキルアップ研修開催の情報を提供するなどして、専門性向上に向けた後方支援を行う。	4回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域住民対象出張講座事業	民生児童委員、町内会自治会、老人会や地域活動ボランティア団体と協働し、地域ケア会議の内容報告や地域特性課題の報告を通じた制度の周知、健康啓発事業を行う。	随時 6回

平成29年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
成年後見制度についての勉強会	成年後見制度申立てに当たり、後見人等の候補者に親族になることを希望するケースもあることから、今後はそのような場合の補完的なサービスとして「家族信託」の周知についても、成年後見制度とセットで周知していく。	年3回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
よつばの会 講習会	介護者の集いである「よつばの会」の定例会をほぼ毎月原宿地域ケアプラザで開催しているが、その中で年に1回、会員の要望をとりいれ見聞や知識を高めることを目的に、外部講師を招き講習会を開催する。	年1回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

平成29年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
よこはまシニアボランティア登録研修会	ご本人の健康維持と介護予防、社会参加・地域貢献を通じた「生きがいづくり」と介護施設等の地域とのつながりの深まりや施設利用者の生活をより豊かにすることを推進する。また、地域の担い手育成につなげていく。	年2回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ボランティア施設連絡会	ボランティアの受入体制や活動状況、活動団体等について情報交換・共有を行い、ボランティア活動等を通して施設として行っている取り組みを地域の方々に発信していく。	年1回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
協議体	生活支援体制整備事業や生活支援コーディネーターの役割等を周知し、地域の様々な主体の方々と連携を深め、地域資源や地域情報、課題、取り組みたい活動等を整理・共有しながら協議体を開催する。この協議体を通して「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくり」を推進していく。	年2回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
生活支援交流会 (地域住民対象出張講座事業)	民生委員児童委員、町内会自治会、老人会や地域活動団体等と協力し、制度の周知や生活支援・介護予防等を行っていく。	随時

平成29年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
よこはまシニアボランティア登録研修会	ご本人の健康維持と介護予防、社会参加・地域貢献を通じた「生きがいづくり」と介護施設等の地域とのつながりの深まりや施設利用者の生活をより豊かにすることを推進する。また、地域の担い手育成につなげていく。	年2回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ボランティア施設連絡会	ボランティアの受入体制や活動状況、活動団体等について情報交換・共有を行い、ボランティア活動等を通して施設として行っている取り組みを地域の方々に発信していく。	年1回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
協議体	生活支援体制整備事業や生活支援コーディネーターの役割等を周知し、地域の様々な主体の方々と連携を深め、地域資源や地域情報、課題、取り組みたい活動等を整理・共有しながら協議体を開催する。この協議体を通して「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくり」を推進していく。	年2回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
生活支援交流会 (地域住民対象出張講座事業)	民生委員児童委員、町内会自治会、老人会や地域活動団体等と協力し、制度の周知や生活支援・介護予防等を行っていく。	随時

平成29年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
高齢者サロンの 継続支援	活動の継続化と担い手の育成を目的に自主化している高齢者サロンを対象に出張講座やその他プログラムの提供等を通して継続的な支援を行う。	随時

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数